

改正後

改正前

第十四条 法第七条第五項及び法第八条第四項の規定による実費弁償は別表第二による。

規則第五條第一項及び第二項に規定する実費弁償請求書は、別記第十号様式による。

第十五条 法第八条第一項の規定により、救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第十一号様式による公用令書を交付するものとする。ただし、その暇がないときはこの限りでない。

略

別表第一（第六条）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

一 避難所

イハ 略

ニ 法第二条第二項の規定により、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の六各号に掲げる基準に適合する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ホヘ 略

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又

第十四条 法第七条第五項の規定による実費弁償は別表第二による。

規則第五條に規定する実費弁償請求書は、別記第十号様式による。

第十五条 法第八条の規定により、救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第十一号様式による公用令書を交付するものとする。ただし、その暇がないときはこの限りでない。

略

別表第一（第六条）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

一 避難所

イハ 略

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ホヘ 略

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又

はその他適切な方法により供与するものとする。

イ 建設型応急住宅

(イ)～(ハ) 略

(ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、**高齢者**、**障害者等**であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のもに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(ホ)～(ト) 略

ロ 略

2
5 略

6| 福祉サービスの提供

一| 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

二| 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。

三| 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

イ| 災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ| 災害時要配慮者からの相談対応

ハ| 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ| 災害時要配慮者の避難所への誘導

ホ| 福祉避難所の設置（法第二条第二項の規定により設置する場合を除く。）

四| 福祉サービスの提供のために支出できる費用は、三のイからニまでに掲げるものにあつては消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、三のホに掲げるものにあつては消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上

はその他適切な方法により供与するものとする。

イ 建設型応急住宅

(イ)～(ハ) 略

(ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、**高齢者**等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のもに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(ホ)～(ト) 略

ロ 略

2
5 略

(新設)

費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

7) 12) 略

13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

イ 略

ロ 福祉サービスの提供

ハ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ニ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二・三 略

別表第二(第十四条第一項)

(一) 令第四条第一号から第五号までに規定する者

1 日当

イ 略

ロ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、

理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士

及び歯科技師 一人一日 一万五千百円以内

ハ・ニ 略

ホ 保育士 一人一日 一万三千二百円以内

ヘ 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公

認心理師、規則第四条の二に規定する相談支援専門員、土木技術者

及び建築技術者 一人一日 一万四千五百円以内

ト 略

2・3 略

6) 11) 略

12) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

イ 略

(新設)

ロ 飲料水の供給

ハ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二・三 略

別表第二(第十四条第一項)

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

イ 略

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科

衛生士 一人一日 一万五千百円以内

ハ・ニ 略

(新設)

ホ 土木技術者及び建築技術者 一人一日 一万四千五百円以内

ヘ 略

2・3 略

(二) 令第四條第六号から第十一号までに規定する者
略

(三) 法第八條第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第一に定
めるところにより行うものとする。

別記

第十一号様式(第十五条第一項)

(二) 令第四條第五号から第十号までに規定する者
略

(新設)

別記

第11号様式